



第 460 号

発行所 財団法人 大阪府危険物安全協会
編集人 松 村 光 惟
発行人

大阪市西区新町 1 丁目 5-7
四つ橋ビル
TEL (531) 9717・5910
定 価 1 部 60 円

平成 4 年度 第 1 回危険物試験

6月7日と14日府大で

消防試験研究センター大阪府支部では、平成 4 年度第 1 回危険物取扱者試験を 6 月 7 日 (日) 及び 14 日 (日) の 2 日間、大阪府立大学で次により実施する。

- ▷試験日 6 月 7 日 (日) 乙種 4 類 (午前・午後)
6 月 14 日 (日) 甲種、4 類以外の乙種 (午後)
丙種 (午前・午後)

- ▷試験場 大阪府立大学 (大阪府堺市)
- ▷願書受付日 5 月 14 日 (木)、15 日 (金)
10 時~12 時・13 時~16 時 30 分

- ▷願書受付場所 大阪府職員会館

講習会場は大阪、堺、泉大津、茨木など

受験予備講習会は、甲種、乙種 4 類、及び丙種について大阪、堺、泉大津、茨木会場など府下 10 会場で別掲のとおり行なわれる。

なお、^{*}甲種、の予備講習については、引き続き実施される第 2 回 (10 月) 及び第 4 回 (5 年 2 月) 試験にも対応して実施の予定。

平成 4 年度 試験と講習の予定

	試験予定	講習予定
第 2 回	10 月上旬 (近大) 甲種、乙種、丙種	9 月中旬、下旬 甲種、乙種 4 類、丙種
第 3 回	12 月上旬 (府大) 甲種、乙種、丙種	11 月中旬~12 月上旬 乙種 4 類、丙種
第 4 回	2 月上旬 (府大) 甲種、乙種、丙種	1 月中旬~2 月上旬 甲種、乙種 4 類、丙種

危険物安全運動 (平成 4 年度)

推進標語決まる

平成 4 年度危険物安全週間が、6 月 7 日から 13 日までの 1 週間全国一斉に行なわれる。

消防庁、全国危険物安全協会、地方公共団体、全国消防長会、関係諸団体で構成する危険物安全週間推進協議会では、統一推進標語の募集を行っていたが、三重県の伊藤健之介氏の「心・技・知・危険物には真剣勝負」が入選した。大阪府では危険物安全運動を月間として、6 月一杯を危険物事故防止運動の期間とし、6 月 17 日、午後 1 時 30 分から KKR (大阪市中央区) で安全大会を開催、知事表彰、当協会理事長表彰、その他アトラクションを予定している。

〈安全運動推進標語〉

^{*}心・技・知・危険物には真剣勝負、

“心・技・知

危険物には真剣勝負”

危険物安全運動推進キャンペーン標語

アルコール類の判定 Q&A

(本稿は全危協発行「全危協だより」より引用。)

〔問〕アルコールと水以外の成分を含有する物品も、第4類の「アルコール類」に該当するのでしょうか。また、この物品が「アルコール類」に該当しない場合、「石油類」に該当することとなるのでしょうか。

〔答〕「アルコール類」は、消防法別表の第4類の品名欄に掲げられており、その定義が同表の備考第13号に規定されています。また、この「アルコール類」から除外される物品が規則(注1)に規定されています。

これらの法令の中で「アルコール類」として規定されているものは、純粋なアルコール、変性アルコール及びこれらの水溶液のみですが、アルコール、水以外の成分を含有している物品についても、一部のものは「アルコール類」に該当することとされています。(執務資料1(注2)及び2(注3)参照)

上記の法令及び執務資料をまとめると、「アルコール類」とは、次のものとなります。

1 純品のアルコール

- (1) メタノール(メチルアルコール)
 - (2) エタノール(エチルアルコール)
 - (3) 1-プロパノール(ノルマルプロピルアルコール)
 - (4) 2-プロパノール(イソプロピルアルコール)
- (以下、(1)から(4)までの物品を単に「アルコール」といいます。)

2 変性アルコール

アルコール売捌規則(昭和12年大蔵省令第11号)第11

条の2第2項により工業用アルコール(エタノール)を変性したもの

3 水溶液

(1) アルコールの水溶液

アルコールの含有量(2種類以上のアルコールを含有する場合にはその含有量の合計)が60%(重量%)以上のもの

(60%未満のものは、危険物に該当しません。)

(2) 変性アルコールの水溶液

「アルコール類から除外されるもの」(下記の※参照)以外のものが、「アルコール類」に該当します。

4 アルコールを含有する混合物(3の水溶液以外の物品)

次の2つの条件を満足する物品のうち、「アルコール類から除外されるもの」(下記の※参照)以外のものが「アルコール類」に該当します。

(1) 第三成分の含有量が10%未満であること

(2) 第三成分に危険物が含まれている場合

当該危険物の含有量は、アルコール又は変性アルコールの含有量の10%未満であること

ここで、「第三成分」とは、混合物中のアルコール、変性アルコール及び水以外の成分をいいます。

なお、条件(1)、(2)のいずれか1つを満足しないものは、「石油類」に該当する可能性があるため、その確認をする必要があります。

※ 次の3条件を満足するものが、「アルコール類から除外されるもの」となります。

① 可燃性液体量が60%未満であること

(注) 可燃性溶液体量とは、物品中の成分のうち次に掲げるものの含有量の合計をいいます。

- アルコール
- 成分である変性アルコール中のエタノール
- 成分である変性アルコールの変性剤中の第4類の危険物

Safety & Fire Engineering



防火・防災機器をフルラインアップ。豊富な製品群が多様化するニーズに応えます。

安全は時代の必然。

新しいマルナカ、始動。

MARU
NAKA

株式会社 マルナカ

□本 社 大阪市北区中崎西4丁目2番27号 〒530
TEL.(06)371-7775(代表) FAX.(06)372-1859

□東京本社 東京都文京区本駒込5丁目73番5号 〒113
TEL.(03)944-0161(代表) FAX.(03)944-0170

株式会社 神戸マルナカ

株式会社 名古屋マルナカ

●第三成分中の第4類危険物

②引火点が、エタノールの60%水溶液の引火点を越えること

③ 燃焼点が、エタノールの60%水溶液の燃焼点を越えること

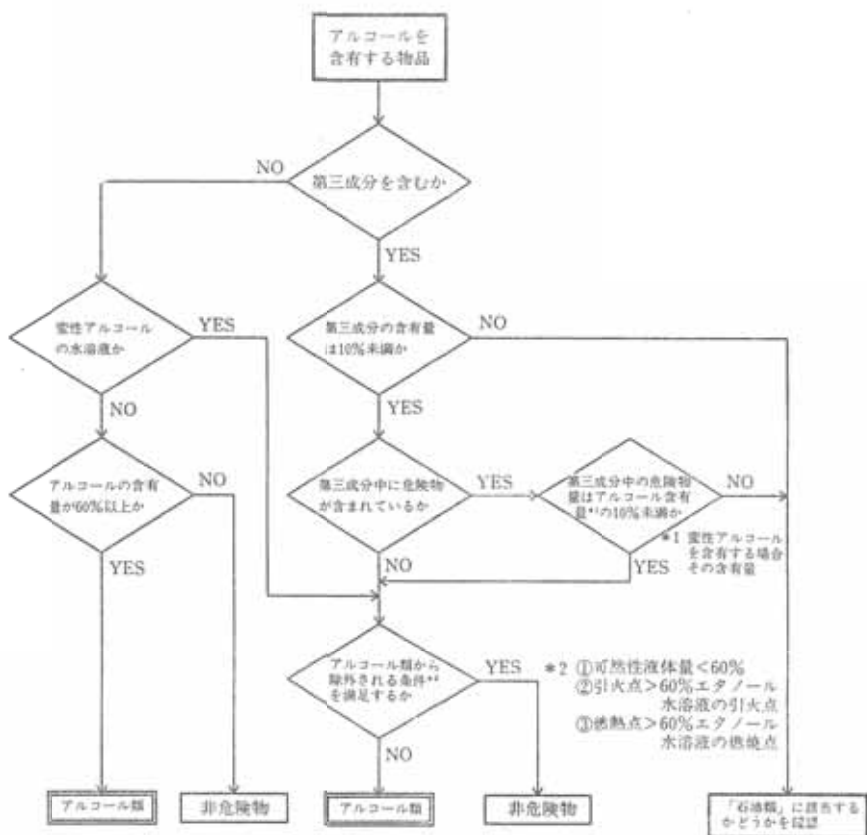
ここで、「アルコール類から除外される物品」は、第4類の危険物に該当しません。また、「石油類」から除

外されるものと異なり、可燃性液体類（指定可燃物の品名）にも該当しません。

ある物品が「アルコール類」に該当するか否かを判断するフローを下に掲げます。

なお、これは、第4類の「アルコール類」に該当するかどうかを判断するためのものであり、その他の危険物となるかどうかは別に検討する必要があります。

「アルコール類」判断のフローシート



暮らしに安心と安全をお届けする

- 屋内外消火栓設備
- スプリンクラー設備
- ドレンチャー設備
- 泡消火設備
- ガス消火設備
- 粉末消火設備
- 自動火災報知設備
- 避難設備

創業30年の実績と経験で信頼いただく
 防災のことならサンワにお任せください

あらゆる消防設備・設計・施工・保守・点検

株式会社 三和商会

本社 大阪市西区京町堀2丁目1番17号
 〒550 電話 (06) 443-2456(代)
 平野営業所 大阪市平野区長吉出戸2丁目4番6号
 〒547 電話 (06) 707-3341



(注1) 危険物の規制に関する規則(第1条の3第4項第1号・第2号)

(注2) 平成元年7月4日 消防危第64号

○アルコール類から除外されるもの

(照会)

規則第1条の3第4項第1号又は第2号に該当し「アルコール類」から除外される物品が、「石油類」に属することがあるのか。

(回答) ない。

(注3) 平成2年5月22日 消防危第57号

○アルコール類の規制について

(照会)

次のような成分の物品は、どの品名に該当することとなるのか。

	(%)
[A] エチルアルコール	80.0
メチルアルコール	11.0
アセトン	9.0
[B] エチルアルコール	67.0
グリセリン	5.0
非危険物	3.0
水	25.0
[C] 変性アルコール	55.0
(エチルアルコール)	48.5
(変性剤(フレーバー))	6.5
非危険物	9.0
水	36.0
[D] エチルアルコール	60.0
グリセリン	25.0
香料	微量
植物成分	5.0
水	10.0

[E] イソプロピルアルコール	15.0
プロピレングリコール	10.0
ポリエチレングリコール	5.0
非危険物	28.0
水	42.0
[F] 変性アルコール	86.3
(エチルアルコール)	85.5
(変性剤(トルエン))	0.8
トルエン	1.5
メチルイソブチルケトン	12.2

(注) アルコール以外の成分で傍線を引いたものは、危険物に該当

(回答)

- ① A及びBは、第4類の「アルコール類」に該当する。
- ② Cは、規則第1条の3第4項第2号に該当する場合を除いて「アルコール類」に該当する。
- ③ D及びFは、引火点に応じた第4類の「石油類」に該当する。
- ④ Eは、規則第1条の3第5項又は第6項に該当する場合を除いて引火点に応じた第4類の「石油類」に該当する。

すなわち、炭素数1~3の飽和1価アルコール又は変性アルコールを成分として有する物品については、これらアルコール又は水以外の成分(第3成分)の含有率が10%未満であり、第3成分中に危険物に該当する化合物等が存在する場合にあっては、当該化合物等の割合が炭素数1~3の飽和1価アルコール又は変性アルコールの合計量の10%未満である場合には、第4類の「アルコール類」に該当するものである。

なお、変性アルコールとは、アルコール売捌規則(昭和12年大蔵省令第11号)第11条の2第2項により工業用アルコールを変性したものをいう。



HATSUTA

株式会社 初田製作所

大阪本社/〒572 大阪府守口市初田2-5 TEL. 0720-56-1291
東京本社/〒100 東京都千代田区千代田7-20-7 TEL. (03) 3534-6841

原点はロスマン・イン・アクションです。



私たちがめざす安全への夢を
先端技術とふれあいの心で追求します

頑固な夢がある。
そこに在る。

4月の消防関係人事異動

大阪市消防局長に新堂氏

■大阪府消防防災課関係

▷企画課参事 島瀬善彦(消防防災課長代理) ▷消防防災課長代理 上杉良昭(同和対策課長代理) ▷職業対策課特別対策室長 米本保(消防防災課参事) ▷消防防災課参事 島田耕一(消防学校教頭) ▷教育委員会福利課係長 大喜多光正(防火保安係長) ▷防火保安係長 河野孝司(防火保安主査)

■大阪市消防局関係

大阪市では4月1日付、局部課長級の人事異動を発令、十河局長勇退に伴う新局長に新堂衛予防部長が昇任され、予防部長には、吉田清治予防課長が就任された。

▷消防局長 新堂衛(予防部長)
▷予防部長 吉田清治(予防課長)
▷総務課長 高岡宏(市部局)▷予防課長 森田武(市部局)▷司令課長 寺田清(査察課長)▷北署長 秋田正己(司令課長)▷中央署長 辰己義雄(北署長)▷淀川署長 櫻田正昭(救急救助課長)▷市部局へ出向、富宅一成(総務課長)▷企画主幹 橋多加男(住之江署長)▷企画主幹 前川大恵(予防課長代理)▷査察課長 宮崎功(査察課長代理)▷危険物課長 川本満良(天王寺署長)▷救急救助課長 河村武(阿倍野署長)▷福島署長 福留正明(旭副署長)▷天王寺署長 橋本隆雄(城東署長)▷東成署長 堀口勝朗(旭署長)▷旭署長 原田勝正(計画課長代理)▷城東署長 松浦博美(東住吉署長)▷阿倍野署長 加藤健一郎(住吉署長)▷住之江署長 三輪剛弘(消防学校副校長)▷住吉署長 阪口康夫(企画主幹)▷東住吉署長 森幹雄(福島署長)▷総務部参事(大阪市消防振興協会出向)大

谷融(福島副署長)▷総務部参事(大阪市消防振興協会出向) 本城光一(総務課長代理)▷市長部局へ出向 山本昌三(企画主幹)▷市長部局へ出向 岡本雅夫(危険物課長)〔退職〕▷十河將博(消防局長)▷岡積勝雄(中央署長)▷西尾昌彦(淀川署長)▷河向重樹(東成署長)

■堺市高石市消防組合消防本部

▷警備部長 吉村良人(警備課長兼通信指令課長)▷予防部長 瀬川季雄(堺署長)▷総務部次長兼総務課長 伯井一雄(人事課長)▷警備部次長兼警備課長 村主高(金岡署長)▷予防部次長兼危険物課長 上田敏雄(危険物課長)▷堺消防署長(部次長同格) 西本忠(総務課長) 浜寺署長(部次長同格) 植田房義(浜寺署長)▷人事課長 井上壽一(金岡副署長)▷通信指令課長 古川清之(危険物課長代理)▷指導査察課長 平田慶弘(浜寺署予防課長)▷金岡署長 伊熊正信(指導査察課長)▷予防課長代理 濱松貞幸(泉北署予防課長)▷危険物課長代理 加賀谷義一(危険物主幹兼第1係長)

■東大阪市消防局

▷消防局長 甲田博貞(市部局)

■守口市門真市消防組合消防本部

▷消防本部長 中東靖(市部局)▷市部局 焼野忠一(消防本部長)▷守口署長 宮本明男(警備課長)▷門真副署長兼庶務予防課長 藤原登(門真署警防第1課長)▷守口副署長兼庶務予防課長 南克尚(守口署警防第1課長)

■豊中市消防本部

▷北副署長兼予防広報課長 澤村福男(北署第1警備課長)

■吹田市消防本部

▷消防本部総括参事 山崎学(北署長)

■高槻市消防本部

▷予防課長 宮本興毅(通信司令室)

〔退職〕辻平(予防課長)

ヤマト消火器株式会社が社名を変更し、

ヤマトプロテック株式会社として、

大きく、はばたいています。

今後ともよろしくお願ひいたします。



ヤマトプロテック株式会社

東京本社 〒108 東京都港区白金台5-17-2 TEL.(03)446-7151(代)
本 社 〒537 大阪市東成区深江北2-1-10 TEL.(06)976-0701(代)

■営業品目 ■ビル防災設備/プラント防災設備/遊艇・警報設備/家庭用防災機器/各種防災機器/各種消火器
名古屋・札幌・仙台・新潟・大宮・八王子・千葉・横浜・静岡・富山・神戸・尾道・広島・松山・福岡・鹿児島/大阪工場

■八尾市消防本部

▷予防課長補佐 戎子武光(警防課長補佐)

■泉佐野市消防本部

▷予防課長代理 根来芳一(警備課長代理)

■和泉市消防本部

▷消防長 高宮武男(理事)

〔退職〕角谷泰夫(消防長)

■箕面市消防本部

▷予防課長補佐 上田道博(予防査察担当)▷予防課長補佐 矢野広二(設備危険物指導担当)

■摂津市消防本部

▷予防課参事 木谷孝司(予防課長代理)

■泉大津市消防本部

▷消防長 赤穂喬(消防長心得)▷予防課参事 高橋義博(予防課長補佐)

■松原市消防本部

▷消防署長 布内四郎(総務課長)

■交野市消防本部

▷消防長事務取扱 井上信夫(市助役)▷署長 奥田鐵彦(消防次長)

〔退職〕古賀三徳(消防長)

注1 各消防本部幹部並びに予防関係幹部について記載。

2 ()内は旧職名を示す。

《地下タンク等点検技術者初回講習》

大阪会場、7月21・22日

財全国危険物安全協会では、今年も地下タンク等定期点検技術者初回講習、平成4年度分を東京、名古屋、仙台、札幌、福岡等で実施の予定で、近畿地区では次のとおり大阪で開催する。

- ・日程 7月21・22日(定員80名)
- ・会場 大阪府立産業技術総合研究所
(大阪市西区地下鉄阿波座駅下車)
四ツ橋ビル8F
- ・申込先 〒550 大阪市西区新町1-5-7

財大阪府危険物安全協会
地下タンク等点検講習係宛

- ・期日 6月30日まで(満席になり次第締切)
- ・受講料 28,840円

なお、受講案内書の郵送を希望の場合、返信用封筒に175円切手を貼付のうえ請求して下さい。

《移動タンク等点検技術者初回講習》

大阪会場、6月3・4日

昨年より財全国危険物安全協会では、消防庁の指導により移動貯蔵タンク等の点検制度を実施しているが、その一つである点検技術者初回講習、平成4年度分を東京、名古屋、仙台、福岡、札幌等で実施の予定で、近畿地区では次のとおり大阪で開催する。

- ・日程 6月3・4日(定員80名)
- ・会場 大阪府立産業技術総合研究所
(大阪西区地下鉄阿波座駅下車)
四ツ橋ビル8F
- ・申込元 〒550 大阪市西区新町1-5-7

財大阪府危険物安全協会内
移動貯蔵タンク等点検講習係宛

- ・期日 5月11日まで(満席になり次第締切)
- ・受講料 36,800円

なお、受講案内書の郵送を希望の場合、返信用封筒に175円切手を貼付のうえ請求して下さい。

安全が見える窓つき またひとつ超えました。



農田ポンプ株式会社

本社/〒544 大阪市生野区小路東5-5-20 Tel(06)751-1351(代)
営業所/東京・大阪・名古屋・仙台・福岡・高崎
静岡・富山・広島・松山・札幌・旭川



第12回論文募集

(平成4年5月8日まで)

第12回表記懸賞論文を下記のとおり募集しますので応募下さい。

1. 応募資格
府下事業所に勤務する者
2. 募集部門と内容
第1部(製造、取扱い部門) 危険物製造、取扱い部門における防災管理、企業内共同研究、事故体験記録等について
第2部(貯蔵、流通、販売部門) 大量貯蔵部門、輸送部門、又は販売部門における安全管理、事故防止対策、事故体験記録等について
第3部(その他) 一般事業所等における安全管理、事故体験記録等について
※各部とも400字詰原稿用紙(横書き)10~15枚程度
3. 送り先
〒550 大阪市西区新町1-5-7 四つ橋ビル
財大阪府危険物安全協会 論文係宛
4. 締切
平成4年5月8日
5. 発表
平成4年6月10日
6. 表彰
優秀賞 1編(賞状と副賞10万円)
各部門の優良作品の中より選出し、該当者は部門優良賞の副賞と重複はしない。
優良賞 各部門ごと1編(賞状と副賞3万円)
佳作 各部門ごと若干(賞状と副賞2万円)
7. その他
入賞作品の著作権は本会に帰属し作品は返却しません。

危険物防災講演会 開催

科学技術センターで、400名参加

本会では、危険物防災講演会を、3月16日午後、大阪科学技術センターで、地区協会会員関係者400名が大阪府各地から参加し大ホールも満席となり、定刻2時から開催し、4時30分終了した。



熱心な受講者で満席の会場(講師は長谷川先生)

講演会は、堺市高石市消防本部予防部長長谷川三郎、大阪市消防局予防部危険物課規制係長野田重良の両氏を招へいし、長谷川講師には「最近の危険物行政の動向」、野田講師には「最近の化学火災と緊急時の作業マニュアルのあり方」について講演をいただいた。

先年、危険物関係法令が大改正された後も、状況の変化に対応して各種の制度の見直しや、技術開発に伴う新技術基準の検討等、関係者には貴重なホットニュースが提供され、また、昨年来続発した化学工場火災情報には、臨場感あふれる、スライド映像を観ながら、化学火災のおそろしさを再確認し、緊急時のマニュアルの重要性をあらためて認識した。

空調設備機器製造・販売

オイルタンク用液面計
遠隔式警報ユニット液面計
各種液体タンク用液面計
フロートスイッチ・微圧スイッチ
タンク部品一式

独自の技術により、正確・安全
ローコストを追求する

GIKEN

TEL 06(358)9467(代表)

株式会社技研

〒530 大阪市北区天満4丁目11番8号 工技研ビル ☎358-9467~8

危険物取扱者予備講習ご案内

平成4年度第1回危険物取扱者試験実施に際し、受験者の予備知識向上のため、次のとおり受験予備講習会を開催いたします。

1. 日時・会場

種別	講習日	時間	会場	
甲種	5月20日(水)、5月25日(月) 5月26日(火)	9時30分～16時	大阪科学技術センター (地下鉄四ツ橋線本町駅ヨリ5分)	
乙種第4類	1期	5月14日(木)、5月20日(水)	大阪府商工会館 (地下鉄本町駅ヨリ5分)	
	2期	5月21日(木)、5月22日(金)	大阪府商工会館	
	3期	5月26日(火)、5月27日(水)	大阪府商工会館	
	4期	5月15日(金)、5月20日(水)	堺市市民会館 (高野線堺東駅ヨリ8分)	
	5期	5月27日(水)、5月28日(木)	泉大津市市民会館 (南海本線泉大津駅ヨリ約10分)	
	6期	5月12日(火)、5月13日(水)	茨木市商工会講所 (茨木駅ヨリ約13分)	
	土曜コース	5月9日(土)、5月16日(土) 5月23日(土)	10時～16時30分	大阪科学技術センター
	日曜コース	5月17日(日)、5月24日(日) 5月31日(日)	10時～16時30分	大阪科学技術センター
※丙種	6月2日(火)	9時30分～19時	大阪府商工会館	

※丙種講習会については、講習終了後、17時～19時もぎテスト及びもぎテスト解答・解説を行いません。

2. 受付期間と場所

受付場所	日時
四ツ橋ビル8階(地下鉄・四ツ橋駅北2号出口)	4月30日(木)午前10:00～午後4:00 5月1日(金)
豊中市消防本部内(阪急宝塚線・豊中駅より南へ5分)	5月6日(水)午前10:00～11:30
茨木市消防本部内	5月6日(水)午後2:00～4:00
岸和田市消防本部内	5月7日(木)午前10:00～11:30
泉大津市消防本部内(南海本線・泉大津駅より北へ8分)	5月7日(木)午後2:00～4:00
堺市高石市消防本部内(南海・湊駅北へ6分)	5月8日(金)午後2:00～4:00
東大阪市西消防署内(近鉄・小坂駅北へ6分)	5月11日(月)午前10:00～11:30
(地下鉄・守口駅前)	5月11日(月)午後2:00～4:00

3. 土曜コース・日曜コースの申込方法

土曜(定員90名)コース、日曜(定員70名)コースは、電話(06-531-9717)で予約受付、定員に達し次第締切。

4. 受講会費 会費には、各テキスト代を含みます。テキストは平成4年度改訂新版を使用します。

種別	会員	会員外
甲種	14,000円	17,000円
乙種(4類)	10,000円	12,000円
乙種(土曜・日曜)コース	14,000円	17,000円
丙種(もぎテスト研修を含む)	5,000円	6,000円